

事 務 連 絡
令 和 4 年 3 月 3 日

各業所管官庁担当官 宛

法務省民事局民事法制管理官
内閣官房副長官補付（内閣参事官）

成年年齢引下げ後に成年となる若年者に対する適切な対応の要請について（依頼）

平素より、成年年齢引下げの環境整備の施策の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

御承知のとおり、成年年齢を引き下げること等を内容とする民法改正法が令和4年4月1日に施行されます。成年年齢の引下げ後は、18歳、19歳の若年者が親の同意を得ずに契約を結ぶことができるようになり、また、未成年者であることを理由として結んだ契約を取り消すことができなくなります。

成年年齢の引下げについては、18歳、19歳の若年者の消費者被害拡大の防止等の環境整備の重要性が指摘されており、それらの指摘を受けて、平成30年4月以降、法務大臣を議長、内閣官房副長官補を副議長とする「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」を継続的に開催し、その進捗管理の下、関係府省庁において、若年者に対する消費者教育の拡充を始めとする環境整備の施策が推進されてきました。また、本年1月には、岸田内閣総理大臣のもとで、「成年年齢引下げに関する関係閣僚会合」が開催され、施行に向けてこれらの環境整備の施策をより強力に推進することが確認されたところです。

成年年齢の引下げ後に新たに成年に達した若年者は、契約の締結に当たって、その契約によって得られるものや支払う対価等を考慮した上で、その契約の締結が自身にとって有益なものなのかについて判断することが求められます。したがって、事業者においても、新たに成年に達した若年者との間で契約を締結するに当たっては、そのような若年者が契約の内容を的確に理解し、判断するために必要な情報の提供等についての配慮が求められるものと考えられます。

これまで、事業者においてはこのような配慮がされてきたものと承知しており

ますが、成年年齢引下げの施行を間近に控えたこの機会を捉え、各府省庁におかれは、下記の要領で、所管業界団体等に対し、このような配慮に基づく適切な対応が行われるように要請していただきますよう、お願いします。

記

- 1 別添1のとおり、所管業界団体等への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形1）を用意しましたので、御活用ください。なお、所管業界団体等の実態にかんがみ、各府省庁の判断で適宜修正いただいて差し支えありません。また、本依頼文書を添付していただいても差し支えありません。
- 2 通知の発出先については、所管業界団体等の実態を踏まえ、各府省庁において選定願います。
- 3 通知の発出に当たっては、法務省が提供する以下の広報素材について、併せて所管業界団体等に対して情報提供願います。

- ・成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」

<https://seinen.go.jp>



- ・動画「1分でわかる成年年齢引下げ」

<https://www.youtube.com/watch?v=qmfpH8e7KQo>



- ・成年年齢引下げに関するパンフレット

<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>



- ・成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット「18歳を迎える君へ」

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html



- ・「東京リベンジャーズ」とタイアップした政府広報キャンペーン

https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/seinen_18/index.html



- 4 通知は、できる限り速やかに（遅くとも年度内には）発出願います。

(問合せ先)

法務省民事局参事官室

周藤・寺畑

電話 03-3592-7114 (直通)